

「第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(はつらつプラン)」 の策定について

1 策定の根拠

老人福祉法第20条の8第1項に定める「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条第1項に定める「市町村介護保険事業計画」の2つの計画に、高齢者の健康づくりなどの保健事業も加え、「くまもとはつらつプラン」として一体的に策定するもの。

2 主な内容

(1) 期間は、令和9年度から令和11年度までの3年間

(2) 国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき策定

- ・ 長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉をいかに構築するかという課題に対し、介護保険事業や健康づくりなどについての目指すべき基本的な政策目標と、その実現に向かって取り組むべき施策を定めるもの。
- ・ 介護保険制度を円滑に実施するため、3年間を1期として、地域包括ケアシステムの推進や介護給付の適正化の方針をまとめるとともに、計画期間における必要なサービスの種類や必要量の見込みを予測して、保険料や施設整備数の設定等を行うもの。

3 策定の進め方

学識者・関係団体・市民公募委員等で構成した策定委員会を設置し、計画の記載内容等についてご審議いただくほか、パブリックコメントの実施や市民説明会の開催など広く意見を聴取する機会を設ける。

4 策定スケジュール

時 期	内 容
5月	第1回策定委員会の開催(第10期計画の策定方針等について)
6～7月	第1、2回サービス量の見込みに関する専門委員会(趣旨説明)
9～11月	・第2回策定委員会の開催(第10期計画の骨子について) ・第3回策定委員会の開催(第10期計画の素案について)
12月	パブリックコメントの実施
1月	第3回サービス量の見込みに関する専門委員会 (第10期のサービス見込み量等について)
2月	・第4回策定委員会の開催(第10期計画について) ・介護保険条例(保険料分)改正案を議会へ上程